

県内207か所の建設現場を対象に一斉監督指導を実施

- 半数の現場で労働安全衛生法違反 -

岐阜労働局（局長 矢部 憲一）では、建設業における死亡災害が急増していること及び足場等からの墜落防止措置対策を強化した改正労働安全衛生規則の施行から1年半が経過したことから、昨年12月の1か月間に、県下7労働基準監督署において207か所の建設工事現場に対する一斉監督指導を実施した。

その結果、207現場のうち、100現場（48.3%）において労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告等を行った。

記

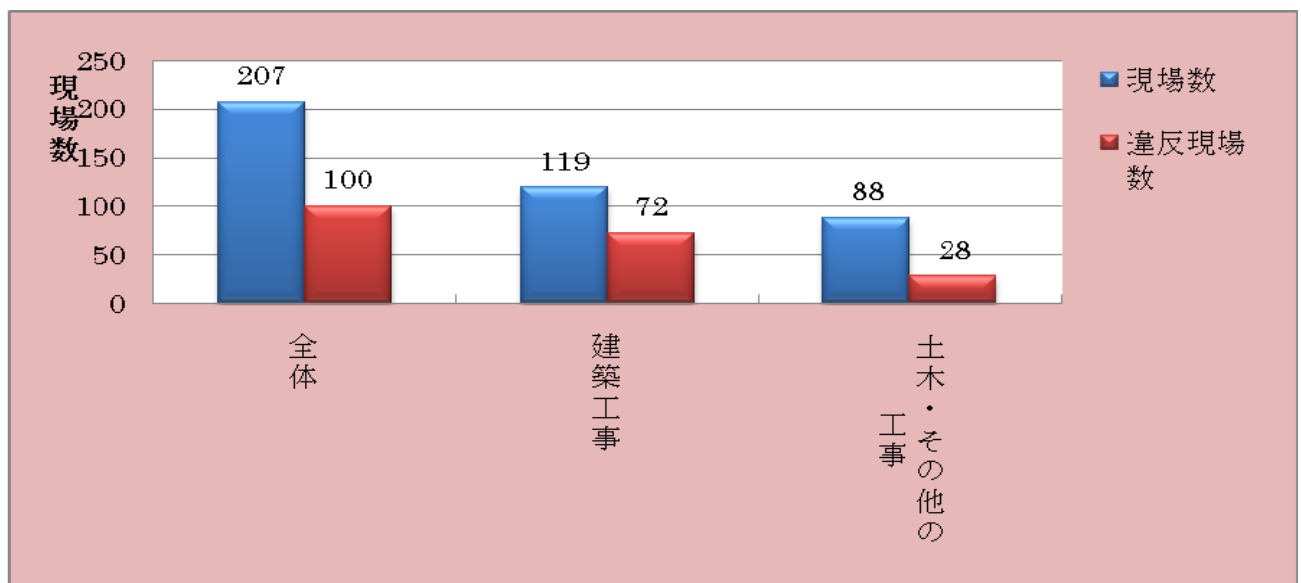
1 監督結果の概要

(1) 違反率は48.3%（207現場中、違反100現場）

臨検監督を実施した建設工事現場は207現場であるが、このうち、100現場（48.3%）において、労働災害防止のために必要な安全措置等が講じられていない等の違反が認められた。平成22年6月の結果（163現場中、違反67現場、違反率41.1%）と比較すると、違反現場数の比率は若干高くなった。

臨検監督を実施した工事現場を種類別にみると、建築工事が119現場、土木・その他の工事が88現場であったが、違反が認められたのは、建築工事が72現場（60.5%）、土木・その他の工事が28現場（31.8%）となっており、建築工事現場の違反率が高くなっている。

（グラフ1）監督指導現場数及び違反現場数



(表1) 監督指導を実施した現場数及び違反率

	現場数	違反現場数	違反率
建築工事	119	72	60.5%
土木・その他工事	88	28	31.8%
合計	207	100	48.3%

(2) 40現場で足場、32現場で墜落等防止のための安全措置義務違反

主要な違反項目別でみると、

ア 元請事業者が行うべき関係請負事業者に対する管理・指導義務違反が75現場(違反率36.2%)

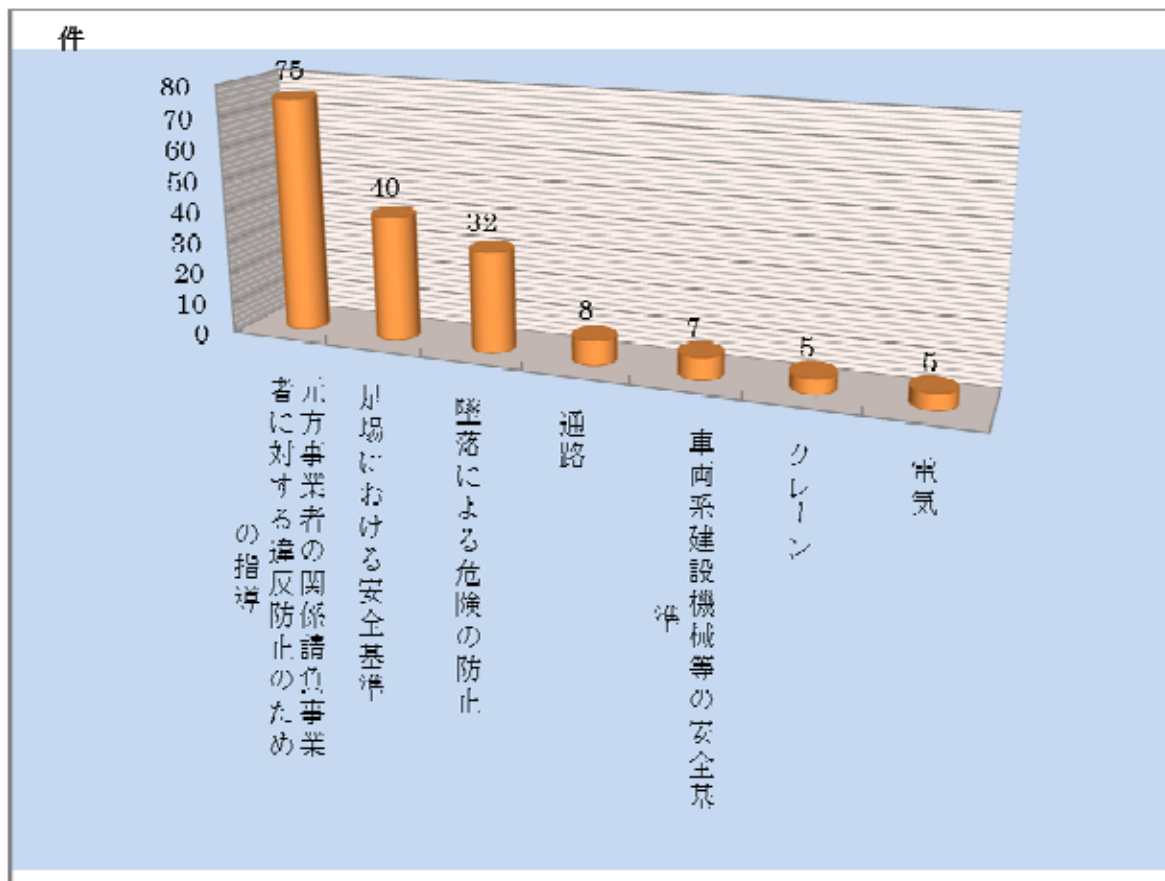
イ 足場についての安全措置義務違反が40現場(同19.3%)

平成21年6月に建設業における足場等からの墜落防止対策の強化を図るため、改正労働安全衛生規則が施行されたが、それによる違反が14現場(同6.8%)

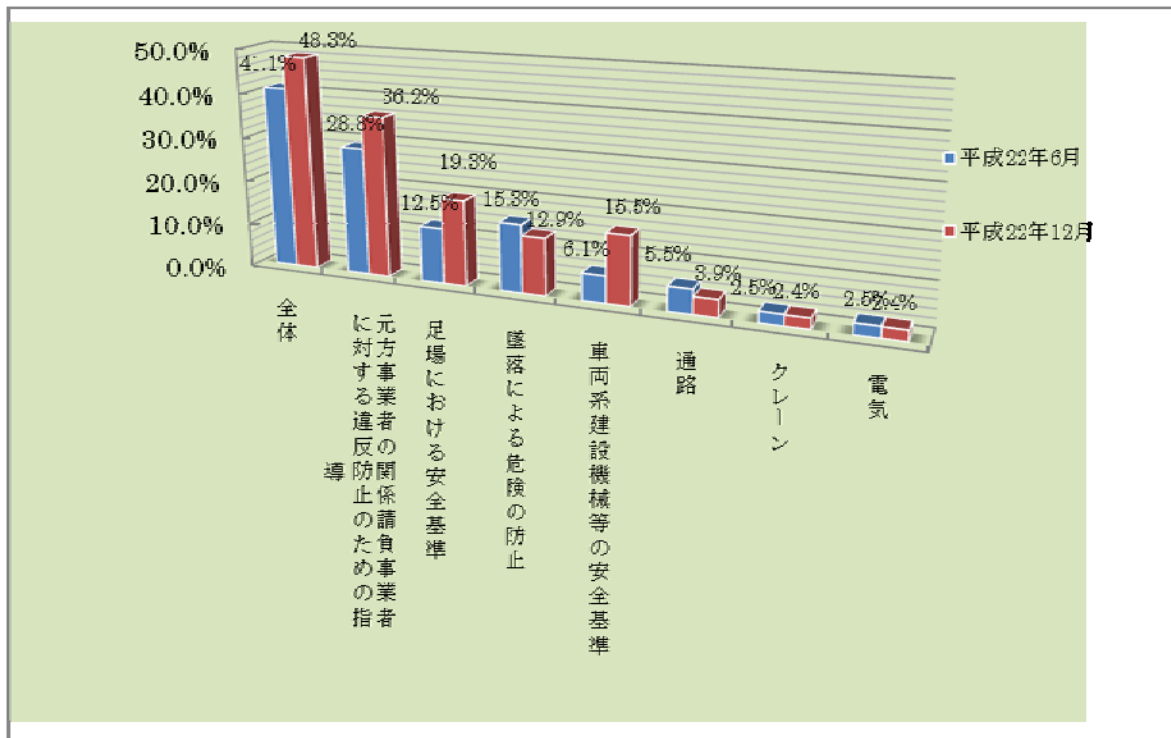
ウ 「高所作業場所(高さ2メートル以上)への手すり未設置」等の墜落等防止のための安全措置義務違反が32現場(同15.5%)の順となっている。

ア~ウの違反率については、いずれも平成22年6月の結果を上回っており、死亡労働災害につながるおそれのある元請の下請に対する指導義務違反、足場、墜落等防止のための安全措置義務違反が多数の現場で認められた。主要な違反項目は従来と変わらず、依然として問題が解消されていない現状が明らかとなった。

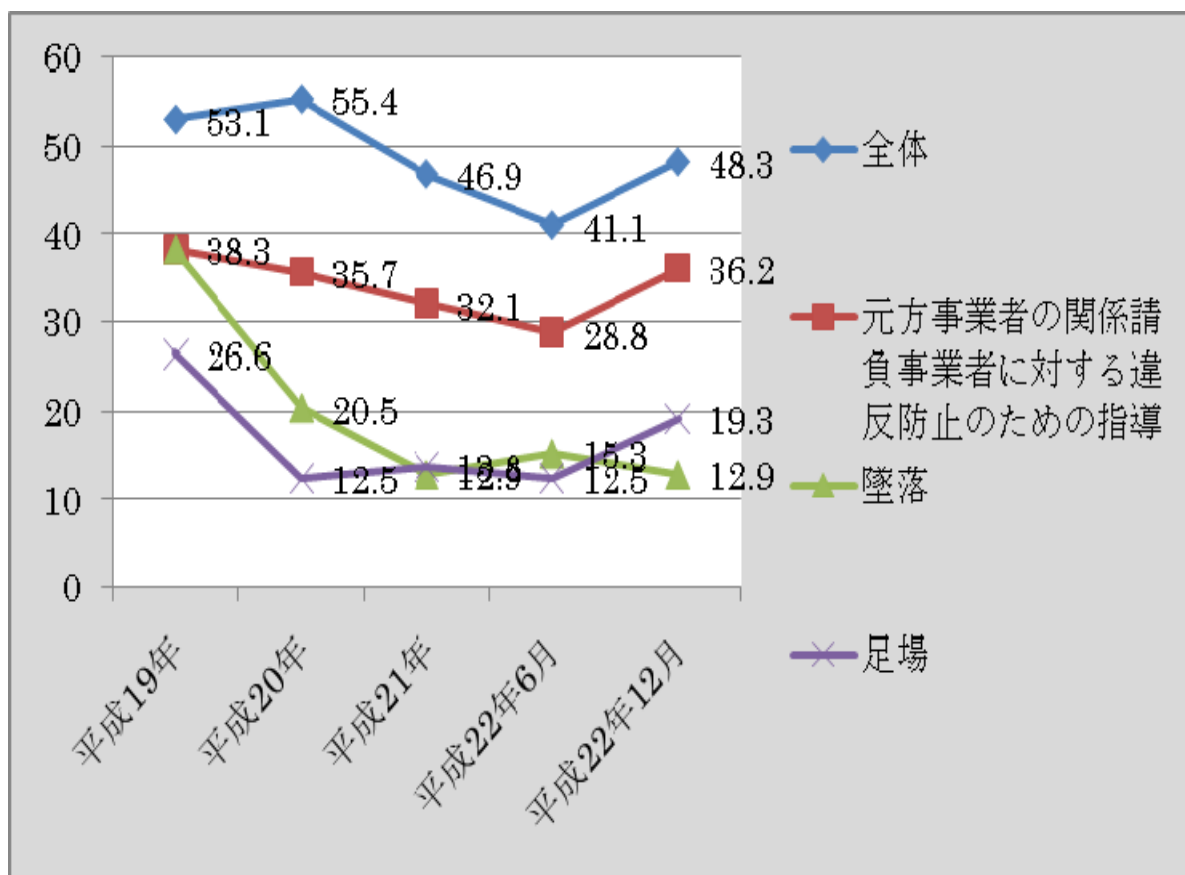
(グラフ2) 主要な違反項目の件数



(グラフ 3) 平成 2 2 年 6 月に行った一斉監督との違反率の比較



(グラフ 4) 違反率の推移



(3) 2 1 現場で作業停止等命令処分

墜落・転落などのおそれのある危険箇所等について、急迫した危険がある場合には、労働災害を防止する観点から作業停止命令等の行政処分を行うが、今回の一斉監督においては、2 1 現場（10.1%）に対し、作業停止命令、変更命令等を行った。

平成22年6月の一斉監督の2 3 現場（14.1%）から件数、率ともにわずかに減少した。

作業停止等命令処分の具体的事例

ア 1 4 階建てマンション外壁等補修工事現場において、屋上（作業床）端部の墜落防止措置が不十分であったもの。

イ 鉄骨造建物新築工事現場において、作業用足場に手すり等墜落防止措置が講じられていなかったもの。

ウ 建物屋上と外部足場との隙間が30センチ以上あるが、墜落防止措置が講じられていなかったもの。

エ 鉄筋3階建てマンション建設現場において、階段（架設通路）端に手すり・中さんが設置されていなかったもの。

オ 砂防工事における堰堤の設置工事において、堰堤上の作業床に手すり等が設けられていなかったもの。

カ 幼稚園建設工事現場において、高さ2メートル以上の架設通路に中さんが設置されていなかったもの。

2 今後の方針

(1) 平成22年における建設業の労働災害による死亡者数は11人（速報値）であり、平成21年の4人に比べ大幅に増加し、全死亡者に占める建設業の割合は45.8%と激増した（平成21年 18.2%）。

(2) 今回実施した一斉監督において、死亡労働災害につながるおそれのある元請事業者が下請事業者に対し違反防止のための指導を行っていないことに関する違反や、足場、墜落等防止措置等に係る違反が依然として認められたことから、県下7労働基準監督署においては、今後においても労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反のケースについては、司法処分を含め厳正に対処する。

(3) 平成21年6月に改正された労働安全衛生規則（足場等関係）に係る措置状況については、問題のある現場が散見されたことから、引き続きその徹底を図る。